

▼表2-4-2-7 底質の暫定除去基準

【環境対策課】

項 目	基 準 値	
	河川・湖沼	海 域
P C B	10 ppm	10 ppm
水 銀	25 ppm	「底質の暫定除去基準について」(昭和50年10月28日(最終改定平成24年8月8日)環境庁水質保全局長通知)に定める基準値に該当しないこと